

【医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示について】

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧、又は活用できる体制を有しています。
4. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在調整中です。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、院内掲示を行っています。
6. 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所及びホームページに掲載しています。

* マイナンバーカードの利用率に応じての点数の為、毎月の請求点数が変わる可能性があります。

医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

【外来感染対策向上加算に係る掲示】

- 当院外来においては、患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。
- 外来での感染防止対策として、風邪症状、発熱症状など感染症の疑われる患者様を空間的に分離し、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースを確保して対応します。

- 当院では、院長を「院内感染管理者」と定め、クリニック全体で感染対策に取り組んでいます。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的実施しています。
- 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。
- 当院は、仙台市医師会との感染対策連携を取っており、定期的に必要な情報提供やアドバイスを
受け、院内感染対策の向上に努めています。

【時間外対応加算 3 に係る揭示】

当院は、「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算 3」（患者様
1 名につき 1 回 3 点）を算定させていただきます。

通院されている患者様に対して、時間外に緊急の相談がある場合に対応できる体制を整えておりま
す。

診療時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることが
できなかった場合であっても、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。

●一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたらスタッフまでご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

★ 一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

一般名処方加算Ⅰ 10点 一般名処方加算Ⅱ 8点

●明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解ください。なお、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

●夜間早朝加算

下記の時間帯に受付を行った場合は予約の有無を問わず夜間早朝等加算の対象となりますのでご理解のほど、よろしくお願いいたします。

土曜日：14:00～

初診・再診時（50点）※夜間早朝加算

●医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	点数
初診	1点
再診（3月に1回）	1点

●医療 DX 推進体制整備加算に係る院内掲示

当院では、令和7年4月1日の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備について、次のとおりの対応を実施しております。

- ① 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室または処置室において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
- ④ 電子処方箋管理サービスに基づく電子処方箋を行う体制を有しています。
- ⑤ 電子カルテ共有サービスを活用できる体制について、電子カルテメーカーと協議を行っております（令和8年5月31日までの経過措置）。
- ⑥ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診察を行うことについて、院内の見やすい場所等に掲示しております。
- ⑦ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへ掲載しております。

当院は東北厚生局長に下記の届出をおこなっております。

【基本診療料の施設基準等に係る届出】

- ・医療DX推進体制整備加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・時間外対応加算3

【特掲診療料の施設基準等に係る届出】

ひだまりキッズクリニック

院長 松橋 徹郎

時間外対応加算の対応について

当クリニックでは下記の時間帯に
患者さまからの電話でのお問い合わせに対応いたします。

平日（木曜日除く） 18:00～22:00
土曜日 17:00～22:00

クリニック緊急連絡先 022-346-6080

◇上記以外の時間帯、当院がやむを得ず対応できない場合などには
提携医療機関や小児科救急電話相談をご相談ください。

仙台市夜間休日こども急病診療所 022-247-7035

仙台市太白区あすと長町 1-1-1（市立病院 1 階）

小児救急電話相談 #8000

このような取り組みから、再診料を算定するすべての患者さまに
時間外対応加算3（3点）を算定させていただきます。

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

ひだまりキッズクリニック